

公立大学法人青森公立大学役員規程

平成21年4月1日

規程第32号

改正 平成31年 3月規程第 6号

改正 令和 2年 3月規定第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の役員 of 責務、服務その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 of 責務)

第2条 役員は、その業務について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(役員 of 職務分担)

第3条 副理事長及び理事の職務分担は、理事長が定める。

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第13条第3項の規定により理事長及び副理事長の職務を代理し、又はその職務を行うべき理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(役員 of 服務)

第4条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 役員は、その在任中において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。

(2) 任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事すること、営利事業を営むことその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 前項第2号の規定は、非常勤の役員には適用しない。

(理事 of 懲戒)

第5条 理事長は、理事がこの規程に違反し、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事に対し懲戒の処分を行うことができる。

(理事 of 解任に係る弁明機会)

第6条 理事長は、地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、青森市長の承認がなければ、免除することができない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。